**令和７年度／令和８年度　西宮市スポーツ推進委員推薦承諾書**

　　　　　　　年　　　月　　　日

西宮市長　様

　私は、西宮市スポーツ推進委員委嘱候補者として、以下の１～４の事項を理解したうえで、推薦されることを承諾します。

1. 委嘱日時点で70歳未満であり、西宮市内に住所を有しています。また、年齢要件及び住所要件の確認に必要な事務を文化スポーツ課が行うことに同意します。なお、委嘱期間中に市内に住所を有しなくなった場合は、解嘱されることを理解しています。
2. 毎月第２水曜日（8月、10月、12月、2月除く）に開催される定例研修会に出席します。
3. 西宮市や関係団体が主催・後援・所管する各種事業の企画・運営に協力します。
4. スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条及び西宮市スポーツ推進委員規則に基づき委嘱される特別職の非常勤職員であることを理解し、西宮市のスポーツ行政の推進に協力します。

|  |
| --- |
| 地区名　　　　　　　　　　地区 |
| 氏　名 |

＜留意事項＞

※ご年齢・ご住所については、文化スポーツ課で確認いたします。

※ご住所については、委嘱期間中も確認させていただくことがあります。

※西宮市スポーツ推進委員に委嘱された場合、西宮市のスポーツ行政の推進を担われる特別職の非常勤職員として、月額13,900円（税込）の報酬をお支払いします。報酬の支払いに必要な事務手続き（マイナンバーの報告等）にご協力をお願いします。

※お勤め先の都合等により、報酬受取を辞退される場合は、委嘱後の事務手続き時にご相談ください。

（参考）西宮市スポーツ推進委員規則

（趣旨）

第１条　この規則は、スポーツ基本法（平成２３年法律第７８号）第３２条第２項の規定に基づき、西宮市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関する必要な事項を定める。

（職務）

第２条　委員は、住民のスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。

(１)　住民にスポーツの実技の指導を行うこと。

(２)　住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。

(３)　行政機関が行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。

(４)　スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事又は事業に協力すること。

(５)　住民のスポーツについての理解を深めること。

(６)　市におけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

(７)　前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツに関する指導及び助言を行うこと。

（定数）

第３条　委員の定数は、１２０名以内とする。

（委嘱）

第４条　委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び市内に住所を有する者で、第２条各号に掲げる職務を行うために必要な熱意と能力を有するものの中から、市長が委嘱する。

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、新たに委員に委嘱された者の任期は、２年より短い期間とすることができる。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、これを再任することができる。

（解嘱）

第６条　市長は、委員が心身の故障のため第２条各号に掲げる職務を行うことができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認める場合は、これを解嘱することができる。

（服務）

第７条　委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

２　委員は、その職務を遂行するに当たって、法令に従わなければならない。

３　委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

４　委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に西宮市スポーツ推進委員規則（昭和３６年度西宮市教育委員会規則第１５号）の規定に基づき教育委員会が行った西宮市スポーツ推進委員の委嘱及び再任その他の行為は、この規則の相当規定により市長が委員についてしたものとみなす。

提出資料

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | | |  | | | 性　別 | 男 | 女 |
| 氏　名 |  | | |  | | |  |  |
| 生年月日 | 昭和  平成 | | 年　　　　月　　　　日　（満　　　　歳）  R07.04.01現在 | | | | | | |
| 住所 | 〒　　　　－  西宮市 | | | | | | | | |
| 連絡先 |  | 自宅TEL：　　　　 －　　　　　－　　　　　（  なし） | | | | | | | |
|  | 自宅FAX：　　　　 －　　　　　－　　　　　（  なし） | | | | | | | |
|  | 携帯TEL：　　　　 －　　　　　－　　　　　（  なし） | | | | | | | |
|  | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： | | | | | | | |
|  | ※文化スポーツ課のＰＣより、緊急連絡や資料の電子データ（Word、Excel、PDF等）を メールにて随時送信します。 ＰＣからのメールが受信でき、電子データを確認できるアドレスを必ずご記載ください。 | | | | | | | |
|  | ↑主な（優先する）連絡先として希望する連絡先に✔を入れてください。 | | | | | | | | |
| 連絡先の  取扱について |  | 他のスポーツ推進委員へ連絡先を公開することを希望しない。  （※連絡先の公開は、名簿の作成等を目的にスポーツ推進委員のみに公開するもので、外部へは公開しません。希望されない場合、毎回、確認します。） | | | | | | | |
| ↑ご希望の場合✔を入れてください。 | | | | | | | | |
| 職業  ※統計処理に 必要な項目です |  | 会社員 | | |  | 自営業 | | | |
|  | 公務員 | | |  | 無職（主婦・年金生活者など） | | | |
|  | アルバイト・パート | | |  | その他（　　　　　　　　　　） | | | |
| ↑該当する職業欄に✔を入れてください。 | | | | | | | | |
| 救命救急に  関する  保有資格 |  | 応急手当普及員認定証保持者 | | | | | | | |
|  | 普通救命講習修了証保持者 | | | | | | | |
|  | 救命入門コース参加証保持者 | | | | | | | |
| ↑保有する資格に✔を入れてください。 | | | | | | | | |

※裏面に続きます。⇒

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| スポーツに関係して保有する免許・ライセンスなど | ＜種目に関する保有資格・ライセンス＞  種目：　　　　　　ライセンス名称：  種目：　　　　　　ライセンス名称：  ＜その他 スポーツ全般に関する保有資格・ライセンス＞ | | | | | | | | | | | |
| 【新任の方のみ】  貸与被服  (ユニフォーム)  の希望サイズ  ※1 | 上（ｼｬﾂ等） | | XS・ S・ Ｍ・ L・ XL・ 2XL  ↑いずれかに✓をつけてください。 | | | | | | | | | |
| サイズ目安 （男女共通）  単位：cm | |  | ＸＳ | | Ｓ | Ｍ | | Ｌ | | ＸＬ | ２ＸＬ |
| 身長 | 157~163 | | 162~168 | 167~173 | | 172~178 | | 177~183 | 182~188 |
| 胸囲 | 81~87 | | 85~91 | 89~95 | | 93~99 | | 97~103 | 101~107 |
| 指導可能な  スポーツ | 種目：　　　　　　　　　　　　　　　　（経験年数：　　　年）  種目：　　　　　　　　　　　　　　　　（経験年数：　　　年） | | | | | | | | | | | |
| 所属希望部会  ※2 | 第１・２・３希望まで数字（１～３）を記入してください。 | | | | | | | | | | | |
| (　) | 少年野球 | | (　) | ソフトボール | | | (　) | | クォーターテニス | | |
| (　) | 少年サッカー | | (　) | バレーボール | | | (　) | | グラウンド・ゴルフ | | |
| (　) | 卓球 | | (　) | バドミントン | | | (　) | | ミニ・ バスケットボール | | |
| (　) | 障害者 スポーツ | |  | | | | | | | | |
| 地域における 団体の兼職状況 |  | | | | | | | | | | | |
| その他  特記事項 |  | | | | | | | | | | | |

※1原則、新任の方にのみ貸与いたします。継続の方で必要な場合は、文化スポーツ課へご相談ください。

※2部会とは、各種目の大会・つどい等の事業を運営する役割を担う組織です。スポーツ推進委員は必ずいずれかの部会に所属していただきます。なお、必ずしも、希望通りの部会に所属できるとは限りません。

以上